



宮 崎 県 公 報

平成25年 8 月19日（月曜日） 第 2515 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 36,000 円

目 次

	頁
内水面漁場管理委員会指示 ○漁業法に基づく指示（2件）	1

内水面漁場管理委員会指示

宮崎県内水面漁場管理委員会指示第 130号

漁業法（昭和24年法律第 267号）第67条第 1 項及び第 130条第 4 項の規定により、内水面共同漁業権第 4 号の漁場の区域におけるあゆの採捕を目的とするやな漁業の操業について、次のとおり指示する。

平成25年 8 月19日

宮崎県内水面漁場管理委員会会長 染 矢 忠 孝
（定義）

1 この指示において「やな」とは、竹、石、木等を利用し、さく河魚類（あゆを含む。）の通路を遮断して水産動植物を採捕する漁具漁法で、遮断部である堰と魚捕り部である棚とにより構成されるものをいう。

（漁場及び統数制限）

2 内水面共同漁業権第 4 号の漁場の区域におけるあゆの採捕を目的とするやな漁業（以下「あゆやな漁業」という。）を操業できる漁場は、次に掲げる漁場で各 1 統とする。

ア 延岡市大貫町 大貫地先

イ 延岡市岡元町 岡元地先

ウ 延岡市北方町 川水流地先

（行使内容の事前届出）

3 漁業権者は、操業開始日の 1 か月前までに、あゆやな漁業の行使予定内容を宮崎県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）に届出なければならない。

（操業期間）

4 あゆやな漁業の操業期間は、平成25年10月 1 日から平成25年12月10日までの間の延べ60日以内とする。

（採捕管理義務）

5 漁業権者は、操業期間中、あゆやな漁業における採捕状況を定期的に確認し、10日ごとに採捕実績及び確認状況を委員会に報告するとともに、操業期間終了後は速やかに操業期間中の採捕実績を取りまとめて、委員会に報告しなければならない。

（増殖義務）

6 漁業権者は、別途指示する第 5 種共同漁業権に係る増殖指示量に加え、委員会が別に定める量のあゆを放流しなければならない。

なお、放流サイズは、あゆ種苗 1 尾当たり 3 グラムから10グラムとする。

7 漁業権者は、平成26年 6 月30日までに本指示に基づくあゆの放流に関する実績報告書及び漁業権行使料の積算内訳書を提出しなければならない。

（指示の有効期間）

8 この指示の有効期間は、平成25年 8 月19日から平成26年 6 月30日までとする。

宮崎県内水面漁場管理委員会指示第 131号

漁業法（昭和24年法律第 267号）第67条第 1 項及び第 130条第 4 項の規定により、内水面におけるかごを使用しての水産動物の採捕について、次のとおり指示する。

平成25年 8 月19日

宮崎県内水面漁場管理委員会会長 染 矢 忠 孝

1 かごの使用制限

使用できるかごの数は、1人 3 個以内とする。

2 採捕禁止期間

毎年 1 月 1 日から 6 月 30 日まで及び 12 月 1 日から 12 月 31 日まで

3 採捕時間

日没から日の出まで

4 指示の適用除外

次に掲げる場合は、この指示は適用しない。

ア 宮崎県内水面漁業調整規則（昭和39年宮崎県規則第24号。以下「規則」という。）第33条第 1 項の規定により知事の許可を受けた者が当該許可の範囲内で使用する場合

イ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第 2 条第 1 項の規定により指定された水産動物（魚類）の駆除のため宮崎県内水面漁場管理委員会の承認を受け使用する場合

5 指示の有効期間

平成25年 9 月 1 日から平成30年 8 月31日まで